



～令和6年能登半島地震に伴う在留諸申請の取扱いについて～

れいわろくねん がつ
令和6年1月

こんばん れいわ ねん のとはんとうじしん えいきよう ほんらいさだ
今般の「令和6年能登半島地震」の影響により、本来定められ

き かん てつづき ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく にゆうかん
ている期間・手続により、地方出入国在留管理局（入管）への

しんせい おこな しかた し
申請を行うことができない（できなかつた）方へお知らせします。

1 在留諸申請の受付期間について

ひ さい ざいりゆう き かん ない しんせい かた
被災したことにより、在留期間内に申請ができなかつた方に

とうめん かん ざいりゆう き かん けいか ばあい こべつ
ついては、当面の間、在留期間を経過した場合であっても個別に

てつづき おこな ちか にゆうかん しんせい そうだん おこな
手続を行いますので、お近くの入管で申請のための相談を行って

ください。

2 在留諸申請の申請先について

ひ さい ほんらい じゆうきよち いちじてき いどう ひなん
被災したことにより、本来の住居地から一時的に移動・避難さ

かた げんざい たいざいさき かんかつ にゆうかん しんせい
れた方については、現在の滞在先を管轄する入管で申請すること

ができます。

じょうき とりあつかい かん ごふめい てん ばあい ちか
上記取扱いに関して御不明な点がある場合はお近くの
ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく にゆうかん といあわ
地方出入国在留管理局（入管）にお問合せください

ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく しよざいち れんらくさきとう かき らん
※地方出入国在留管理局の所在地・連絡先等は下記のURLからご覧ください。

URL

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>